
第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定開設者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和4年度に委員会が受けたあっせん申請は3件であった。この3件は、あっせん委員による意見聴取を経て提示したあっせん案について、他方当事者が受諾しなかったことからあっせん打ち切りとなった。その後、本あっせん案を踏まえ両当事者で合意が成立した。

なお、仲裁の申請はなかった。

2 審議・答申

令和4年度中、総務大臣からの諮問は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和4年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

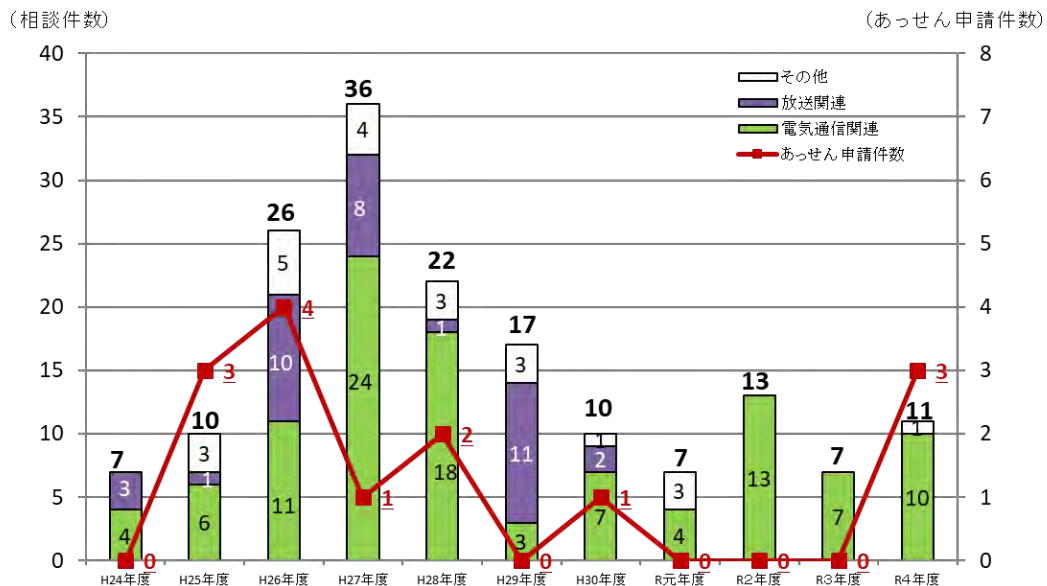
4 事業者等相談窓口における相談

令和4年度においては、事業者等相談窓口において、11件の相談及び問合せを受けた（令和3年度は7件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 卸電気通信役務の提供	7件
② 接続協定の細目	2件
③ 無線局関係	1件
④ 手続きの照会	1件
計	11件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

（参考）相談件数（平成24年度～令和4年度）



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが5件、手続に関する説明を行ったものが3件、他の相談窓口を紹介する等の対応を行ったものが2件、あっせん等の申請があったものが1件となっている。

第2章 あっせん終了案件の概要

令和4年度に終了処理となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

- 令和4年7月8日申請（令和4年（争）第1号～第3号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

（1）経過

令和4年	
7月 8日	A社等より、あっせんの申請。(⇒(2))
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
26日	あっせん委員（小塚委員、眞田特別委員、白山特別委員）の指名。
8月10日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
18日	A社等から、B社からの答弁書（8月10日付け）に対する意見書の提出。
9月20日	両当事者からの意見聴取。（第1回目）
30日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
10月 6日	両当事者から、あっせん委員からの質問（9月30日付け）に対する回答。
7日	あっせん委員による審議。
18日	両当事者からの意見聴取。（第2回目）
21日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
24日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の一部に対する回答。
26日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の残りの部分に対する回答。
11月 4日	あっせん委員による審議。
10日	あっせん委員による審議。
11日	両当事者からの意見聴取（第3回目） あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	A社等があっせん案を受諾。 B社があっせん案を拒否。(⇒(5)) あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。
18日	委員会から、両当事者に対して、あっせん打切りを通知。

令和5年	
2月 1日	あっせん案をふまえ、両当事者間で合意が成立。(⇒(6))

(2) 申請等における主な主張

A社等は、B社から4G通信サービス（以下「4Gサービス」という。）に係る卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供を受け、これを再販する事業を行っている。しかし、B社の5G通信サービス（以下「5Gサービス」という。）の提供開始を契機に、B社からA社等への5Gサービスの卸料金については4Gサービスの卸料金に比較して大幅値上げを通告された。当該卸料金の値上げは到底納得できるものではなく、ユーザ保護の観点から暫定合意の上でサービスを開始し、継続して卸料金に関する協議を重ねてきたが、平行線のまま協議不調との判断に至ったところ、4Gサービスの卸料金と同一金額となるよう、卸料金の大幅値上げに対する詳細の情報の開示を含めあっせんを申請する。

(3) 答弁書等における主な主張

5Gサービスは4Gサービスとはネットワーク構造が異なり、原価が上昇している。

5Gサービスでは、全MVNOに対して同額の卸料金を提示する一方で、販売数等を踏まえた販売支援策を提案し、A社等とも合意している。加えて、当該合意時に、販売支援策について市況を見ながら積極的に支援提案を行うことを表明し、四半期に1度のみならず数多くの提案を行い、A社等の意向も反映させた内容で都度合意している。

特定のMVNOに対してのみ低い水準の料金を適用することは、当該卸料金の差分について、他MVNOやB社が多く負担することになり、MVNO間の公平性に欠けることになり適当でない。

5Gサービスの卸料金を前提とした卸規約及び販売支援策にすでに合意しているにも関わらず、合意後の段階で5Gサービスの卸料金を4Gサービスの卸料金と同額にすべきとの主張には合理性がなく、受け入れがたい内容である。

(4) あっせん案の概要

- 5Gサービスの卸料金の値上げについては、期間限定で「激変緩和措置」を講ずることに一定の合理性が認められることから、A社等の実質卸料金は、B社からの販売支援金額の水準は原則維持しつつ販売支援金等の支給期間の延長等を考慮した料金とする。
- あっせん案の契約条件は、新規合意契約締結後に獲得される契約に適用する。ただし、逸失利益を考慮した支援金等を用意する。
- あっせん案に基づく新規契約は、所定の期間経過後に、あっせん案の遵守を前提に協議することとする。

(5) あっせん案の受諾拒否の主な理由

B社としては、次の理由により本あっせん案を受諾できない。

(理由)

あっせん案は、「激変緩和措置」という理由のみで各ユーザの契約期間が継続する間に支払う支援金の支給期間を延長すべき根拠が明確ではなく、また、多額の支援金をB社負担で長期にわたって維持する理由が見当たらない。いずれにせよ、MVNO間の公正競争に与える影響が余りにも大きく合理性があるとは言い難いものであることから受け入れがたい。

(6) 当事者間の合意成立

あっせん打ち切り後、あっせん案をふまえて両当事者間で協議を重ねた結果、合意に至った。